

違反対象物の公表制度

運用開始
平成31年
1月1日～
土浦市消防本部

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を土浦市消防本部のホームページで確認できる制度です。

公表となる対象物は

飲食店・物品販売店・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



飲食店・物品販売店



ホテル・旅館



病院・福祉施設等

公表となる違反内容は

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



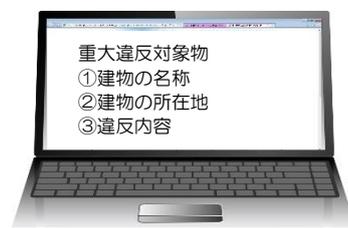
③自動火災報知設備

上記設備が設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失している場合です。

公表の方法及び公表内容は

土浦市消防本部ホームページに以下の内容を掲載します。

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反内容



公表までの流れは

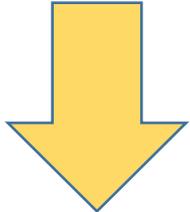
立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前通知



立入検査の結果通知から14日経過した日において、なお当該違反が認められる場合。

公表

※公表は違反が是正されるまで継続します。

建物関係者のみなさまへ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合は、消防用設備等が必要となる場合がありますので、事前に消防本部予防課にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接合などを行う場合

お問い合わせ先

土浦市消防本部 予防課
029-821-5967
土浦市田中町2083番地1